

別表第二 11 横浜伊勢原線沿道地区整備計画区域

伊勢原都市計画横浜伊勢原線沿道地区地区計画

平成27年3月31日都市計画決定 市告示第39号

位置面積 下糟屋、下糟屋字蔵ノ下、字棚田、字塚田、字四面塔、字田島崎及び字又口並びに見附島字長津田 地内 約37.6ha

計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ		カ	キ
	建築等をしてはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	(ア)	(イ)	建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
A地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に規定する運動施設 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 図書館、博物館その他これらに類するもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (9) 公衆浴場 (10) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (11) 自動車教習所 (12) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。) (13) 畜舎 (14) 法別表第2(ぬ)項第3号及び(る)項第1号の事業を営む工場 (15) 法別表第2(ぬ)項第4号の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物			1,000平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離	2.0メートル	18メートル	道路境界線又は二級河川(歌川)に面して設ける垣又は柵でコンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの
					外壁等から二級河川(歌川)に接する隣地境界線までの距離	2.0メートル		
					外壁等から上記以外の隣地境界線までの距離	1.0メートル		
B-1地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の6の2に規定する運動施設 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 図書館、博物館その他これらに類するもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (9) 公衆浴場 (10) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (11) 自動車教習所 (12) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。) (13) 畜舎 (14) 法別表第2(る)項第1号の事業を営む工場 (15) 法別表第2(る)項第2号の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物			1,000平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離	2.0メートル		道路境界線に面して設ける垣又は柵でコンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの
					外壁等から隣地境界線までの距離	1.0メートル		

計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ		カ	キ
	建築等をしてはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限(外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度)		建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
					(ア)	(イ)		
B-2地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の8の2に規定する運動施設 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 図書館、博物館その他これらに類するもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (9) 公衆浴場 (10) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (11) 自動車教習所 (12) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。) (13) 畜舎 (14) 法別表第2(る)項第1号の(1)から(13)まで、(16)、(18)から(22)まで、(24)及び(29)から(31)までの事業を営む工場 (15) 法別表第2(る)項第2号の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物			10,000平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離	2.0メートル		道路境界線又は二級河川歌川に面して設ける垣又は柵でコンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの
					外壁等から二級河川歌川に接する隣地境界線までの距離	10.0メートル		
					外壁等から上記以外の隣地境界線までの距離	1.0メートル		
C地区	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 店舗又は飲食店 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令第130条の8の2に規定する運動施設 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) 図書館、博物館その他これらに類するもの (8) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (9) 公衆浴場 (10) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (11) 自動車教習所 (12) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。) (13) 畜舎 (14) 法別表第2(る)項第1号の(1)から(13)まで、(16)、(18)から(22)まで、(24)及び(29)から(31)までの事業を営む工場 (15) 法別表第2(る)項第2号の危険物の貯蔵又は処理に供する建築物			1,000平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離	2.0メートル		道路境界線又は二級河川歌川に面して設ける垣又は柵でコンクリート造、ブロック造、レンガ造その他これらに類するもので高さが0.6メートルを超えるもの
					外壁等から二級河川歌川に接する隣地境界線までの距離	2.0メートル		
					外壁等から上記以外の隣地境界線までの距離	1.0メートル		
<p>1 この表のエ欄における建築物の敷地面積の最低限度は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。</p> <p>(1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの</p> <p>(2) A地区のうち、土地区画整理法の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>(3) C地区のうち、基準時において、現に存する所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>2 この表のオ欄における壁面の位置の制限は、新東名高速道路事業用地に接する境界線には、適用しない。また、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分には、適用しない。</p> <p>(1) 地盤面下のもの</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p> <p>(3) 基準時において、現に存する建築物(増築又は改築等の場合、壁面の位置の制限を受ける部分を含まないものに限る。)</p> <p>3 この表のキ欄における垣又は柵の構造の制限は、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物の敷地には、適用しない。</p>								

